

従業員職ノ宜ムト

會攝曲ノ取申キ一斷則以內ニスル

第二款願ニ對シテ

従業員職ノ取申曲ヲモシテニ對シテ

會攝曲ノ取申曲ヲモシテニ對シテ

第一欸願ニ對シテ

従業員職ノ取申曲ノ取申曲ノ取申曲

是也

會攝曲ノ取申曲ノ取申曲ノ取申曲

第二欸願ニ對シテ

會攝曲ノ取申曲ノ取申曲ノ取申曲

第二欸願

會攝曲ノ取申曲ノ取申曲ノ取申曲

會攝曲ノ取申曲ノ取申曲ノ取申曲

山
手
取

山
手
取

協議ノ結果第一欸願ニ對シテ

片山課長ノ自發的行爲ニ待ツ様ニナリ

第二欸願ニ對シテ

返事ヲ一週間以内ニスル様ニナツタ

尚、

一、祭日、日曜ノ出勤ハ日給ノ倍額ヲ支給スル事

一、隔日勤務者ニハ一ヶ月二日間ノ休日ヲ與ヘラレン事

以上ノ嘆願ヲ第二回ノ會見ニ従業員代表者ハ岡田專務ニ提出シタ

此ノ二嘆願ニ對シテモ一週間以内ニ返事スル様ニナツタ。

◎二十七日ノ第二交替ヨリ同志會員全部出勤シタ

◎同志會ハ何故ニ罷業シタカ

同志會ノ罷業ハ秩序整然デアツタ、同志會ノ罷業ハ思ツタヨリ早
ク終了シタ、識者ハ同志會ノ罷業ハ謎ダト云ツテナル、謎ダト考
ヘルノガ至當ダ、余ハ同志會ノ裏面ヲ知りヌイテナルカラ同志會